

## (2) 一般社団法人アグリフューチャージャパン・日本農業経営大学校

農業者大学校が事業仕分けを受けて閉校を迎える中、平成24年に、農業界・産業界などが連携し、次世代の農業経営者の育成に取り組んでいくため、一般社団法人アグリフューチャージャパン（以下「A F J」という。）を設立。

A F Jが、平成25年に「日本農業経営大学校」を開校。

A F Jは、この他、各道府県農業大学校の学生等を対象とするセミナーを実施（国の補助事業）。

### ○ A F Jの概要

【設立】 平成24年2月1日

【会員】 農業界、産業界から参加（会員数約260先）  
(農業界) 農林中央金庫、先進農業経営者ほか  
(産業界) ニチレイ、山崎製パン、エスビー食品ほか

【役員】 理事長 浦野 光人氏（株式会社ニチレイ相談役）  
副理事長 金子 美登氏（全国有機農業推進協議会会長、農業者大学校第4代同窓会長）  
その他、農業者、関連企業、関連団体等から参画

【事業】 ① 日本農業経営大学校の運営（校長：堀口健治氏（早稲田大学政治経済学術院名誉教授））  
② 農業経営教育に関するセミナーの運営  
③ 農業経営等に関する調査・研究

(注) ②のセミナーは国からの補助金により運営しているが、それ以外は全て独自財源により運営。

## (3) 道府県農業大学校

設立等の経緯は以下のとおり。

- 昭和26年以降、道府県が「経営伝習農場」を設置し、中卒者を対象に2年課程の教育を実施。
- 昭和52年の「農業改良助長法」の改正を受け、道府県が「経営伝習農場」を元に、農業大学校を設置し、高卒者を対象に2年課程（養成課程）の教育を実施。
- 平成7年以降、一部の道府県農業大学校において、養成課程卒業者等を対象に1～2年課程（研究課程）の教育を実施。
- 一部の道府県農業大学校において、多様なニーズに応えるため、就農希望者・農業者等を対象とする短期間の研修を実施。
- 平成27年現在、42道府県（秋田、東京、石川、富山、福井を除く道府県）が農業大学校を設置・運営。

注1) 農業大学校のない県では、1～2年間の課程で実習と講義による体系的な農業研修を実施する機関が存在。

秋田県：農業研修センター（農業試験場内）、石川県：公益財団法人いしかわ農業総合支援機構「いしかわ耕稼塾」、富山県：「とやま農業未来カレッジ」、福井県：「ふくい園芸カレッジ」

注2) このほか、民間の農業教育機関である鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県）、日本農業実践学園（茨城県）、ハケ岳中央農業実践大学校（長野県）、中国四国酪農大学校（岡山県）においても、道府県農業大学校と同様の教育が行われている。

### ○ 道府県農業大学校の研修教育課程の概要

#### 【就農予定者を対象とする研修教育課程】

- ① 養成課程（2年間、一部は1年間）  
高校卒業者を対象とし、講義と実習を通じて技術力、経営力を養成
- ② 研究課程（1年間または2年間、14校で設置）  
養成課程修了者程度を対象とし、講義と実習を通じて、より高度な技術力、経営管理力を養成

#### 【就農予定者・農業者等を対象とする数日～数ヶ月のコース別の研修】（41校※で実施）※高知県では、研修部門は別組織として設置

- ③ 農業者の技術力、経営力のスキルアップに向けた各種の短期研修
- ④ 社会人等の就農希望者を対象とした短期研修 等

## (4) その他の民間・都道府県による経営者教育の取組

- ① 平成26年度から、トッププロを目指す経営者を育成するため、農業法人(株)サラダボウルが、オンラインアグリビジネススクールを運営(国の補助事業)。

### ○ オンラインアグリビジネススクールの概要

【いつでも、どこでも受講できるオンライン講義(H27.12現在の受講者2,806人)】

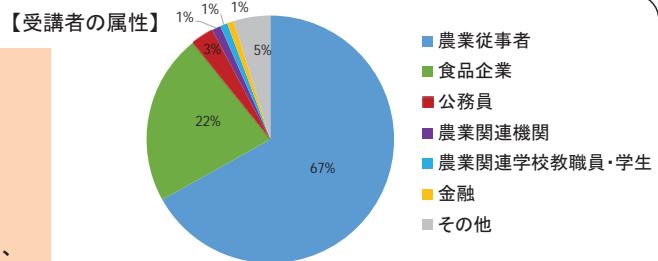
- スマートフォンやタブレットPCで受講可能な、インターネットを通じた講義の配信。ネット環境があればいつでも、どこでも受講可能。
- 受講者の利便性を高めるために1コマ10分程度の長さに調整。
- 現在320コマを配信中。平成27年度中に100コマを追加配信予定。
- 大学教員、公認会計士、先進農業経営者、他産業経営者、中小企業診断士、コンサルタント等が講師。

#### ベーシックカリキュラム

どの産業にも共通して必要とされる経営マネジメント能力の習得

#### プロフェッショナルカリキュラム

全国の先進農業経営事例や他産業の参考事例をインタビュー形式で紹介



| カリキュラム           | 内容                           |
|------------------|------------------------------|
| 経営マネジメント         | 経営理念、経営ビジョン、経営戦略の立案、経営計画の策定等 |
| ファイナンシャル・マネジメント  | 会計財務、原価管理、原価計算、コスト管理、資金計画等   |
| ヒューマンリソース・マネジメント | 人材育成、リーダーシップ、キャリアマネジメント等     |
| プロダクト・マネジメント     | 生産工程管理、品質管理、現場カイゼン、業務分析等     |
| セールス・マネジメント      | マーケティング、プランニング、販売計画と生産計画等    |
| ディストリビュート・マネジメント | 流通実務、各業界(メーカー、小売り)の流通の実態等    |
| リスク・マネジメント       | 安全対策、GAP、トレーサビリティ、衛生管理等      |
| サプライ・マネジメント      | 在庫管理、資材調達に関する契約実務等           |
| IT・マネジメント        | IT活用の可能性、農業におけるITのトレンド等      |

【学びを深めたい方を対象にした集合研修】

#### ファシリテーター育成研修（定員120名）

地域で学びの「場」を作り、ディスカッションをリードできる  
ファシリテーターを育成

#### 企業派遣型課題解決ワークシップ研修（定員20名）

異業種企業が抱える課題を題材にして、農業経営者の課題  
解決能力を養成

- ② 26道府県において、農業者の経営力を養成するための研修を実施。一部の地域では、民間や大学による取組も展開。

### ○ 県や民間による取組例

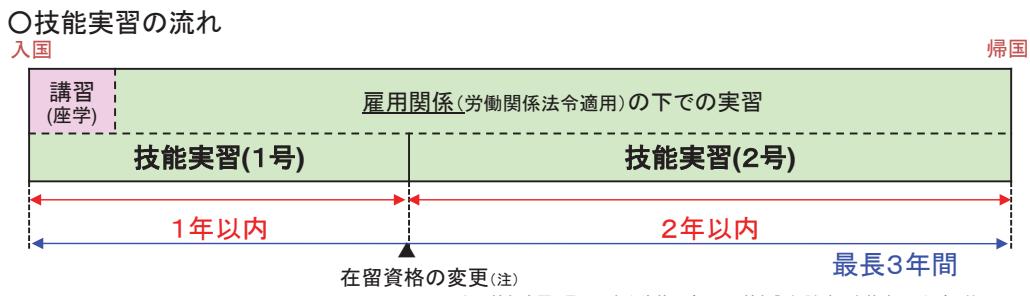
|        | いわてアグリフロンティアスクール  | ひょうご農業MBA塾  | ちばぎん総研アグリビジネススクール                           |
|--------|---|---|---|
| 開始年度   | 平成19年度  | 平成22年度  | 平成27年度<br>(平成28年度から開催予定のアグリビジネススクールのプレ講座)   |
| 実施主体   | いわてアグリフロンティアスクール運営協議会<br>(県農林水産部、JAいわてグループ、岩手大学農学部(事務局))                                | 兵庫県担い手育成総合支援協議会<br>(兵庫県、兵庫県農業会議、JA兵庫中央会、(公社)兵庫みどり公社、兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県土地改良事業団体連合会) | ちばぎん総合研究所<br>(株)和郷、千葉大学後援)                  |
| 対象者・定員 | 認定農業者、農業経営者、農業後継者、農業従事者等(高校卒業程度で農業経験を有する者)<br>30名                                       | 認定農業者、市町村構想の年間農業所得の水準を概ね達成している、6次産業化に興味がある、55歳未満等の要件を満たす者<br>10名程度                | 農業事業者、農業後継者、農業生産法人、他産業からの参入者<br>30名         |
| 研修概要   | 農業経営発展計画の策定、農業経営管理、農業生産管理、マーケティング等の科目を体系的に提供  | 経営計画作成、販路開拓、経営方針、事業戦略、財務管理、マーケティング、人事育成、6次産業化等に関する講義、演習等                          | 農業経営者論、6次産業化、人材育成、財務・会計、生産性、マーケティング等の講義、演習等 |
| 開催日程   | 5月～2月まで(平日10:00～16:00)、全27.5日<br>(165時間)  | 6月～3月まで月2回程度(平日10:30～16:10)、全16回  | 12月～4月(平日18:30～20:30)、全9回                   |
| 講師     | 岩手大学及び岩手県立大学の教員、試験研究機関、普及機関、JAいわて、先進農業経営者、シンクタンク、コンサルタント等                               | 中小企業診断士、税理士、大学教員、コンサルタント、先進農業経営者、金融機関等  | 先進農業経営者、コンサルタント、税理士、6次産業化プランナー等             |
| 研修場所   | 岩手大学  | 兵庫県民会館等   | (株)和郷 ザ・ファーム                                |
| 修了条件   | 必修科目を受講し、総履修時間を120時間以上で履修証明書を授与<br>履修証明の要件を満たした上で、農業ビジネス戦略のプレゼンテーションで合格した者には「アグリ管理士」を授与 | 出席率80%で経営計画の策定・提出・発表をした者には、「ひょうご農業MBA塾修了証」を交付                                     |   |

# 1. 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

## (外国人材の活用について)

### 外国人技能実習制度の仕組み

- 外国人技能実習制度は、我が国で開発された技能・技術等の開発途上地域等への移転により、国際協力を推進することを目的とする制度。
- 技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、指定された職種・作業については、一定の技能習得ができたと評価されれば、在留資格を変更し、2年間の技能実習(2号)を受けることが可能。



#### ○技能実習(2号)移行対象職種・作業

(農業関係:2職種6作業)

| 職種名  | 作業名   | 追加時期    |
|------|-------|---------|
| 耕種農業 | 施設園芸  | 平成12年3月 |
|      | 畑作・野菜 | 平成14年2月 |
|      | 果樹    | 平成27年4月 |
| 畜産農業 | 養豚    | 平成12年3月 |
|      | 養鶏    |         |
|      | 酪農    | 平成14年2月 |

(備考)「技能実習制度推進事業運営基本方針 別表」[抜粋]

(平成5年4月5日 厚生労働大臣公示)

(参考)全職種:72職種131作業(平成27年12月28日時点)

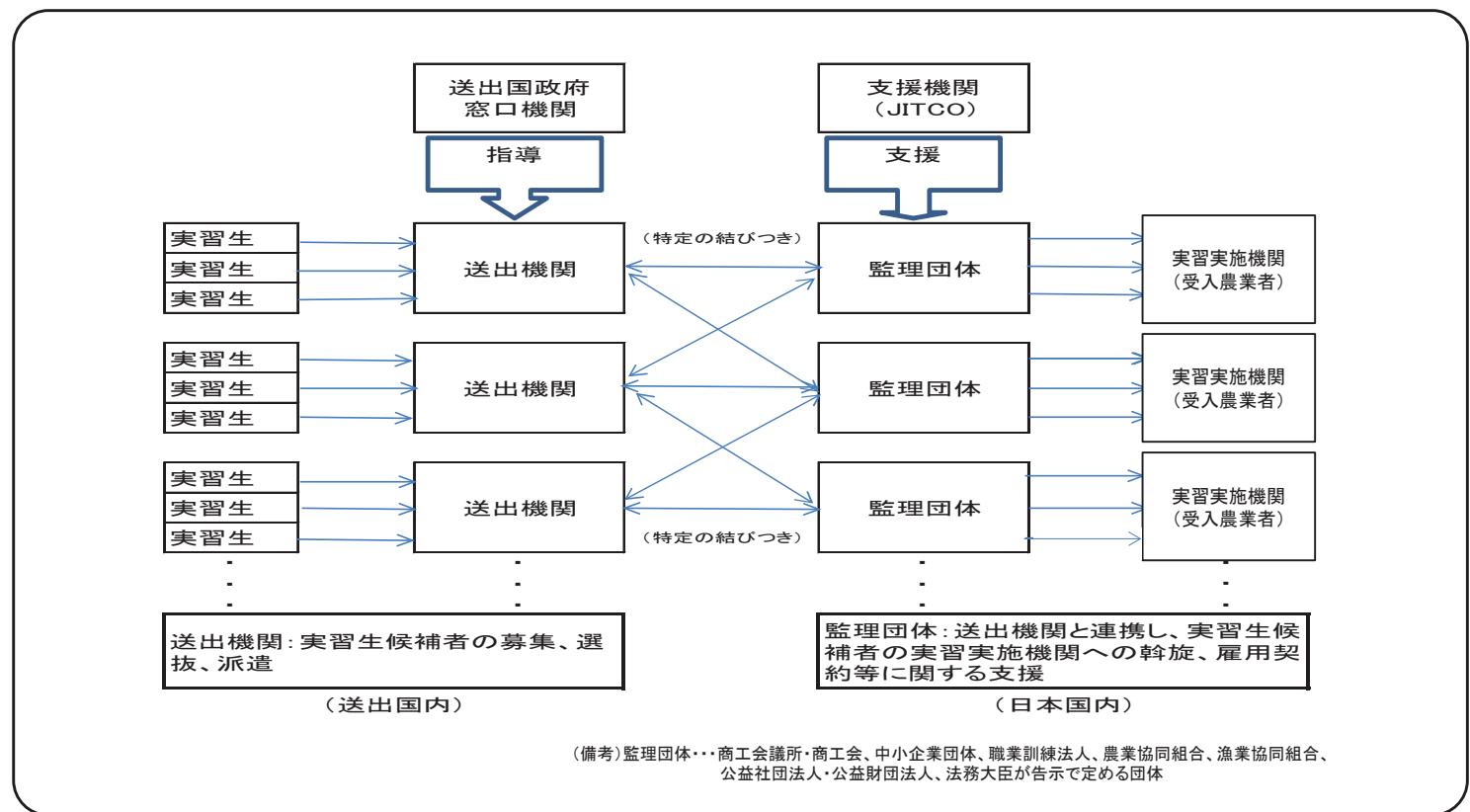
#### ○技能実習生の受入人数枠

| 実習実施機関の常勤職員数 | 技能実習生の受入人数 |
|--------------|------------|
| 301人以上       | 常勤職員の1/20  |
| 201~300人     | 15人以下      |
| 101~200人     | 10人以下      |
| 51~100人      | 6人以下       |
| 50人以下        | 3人以下       |

(備考)個人農家は2人以内(監理団体が農業協同組合の場合)

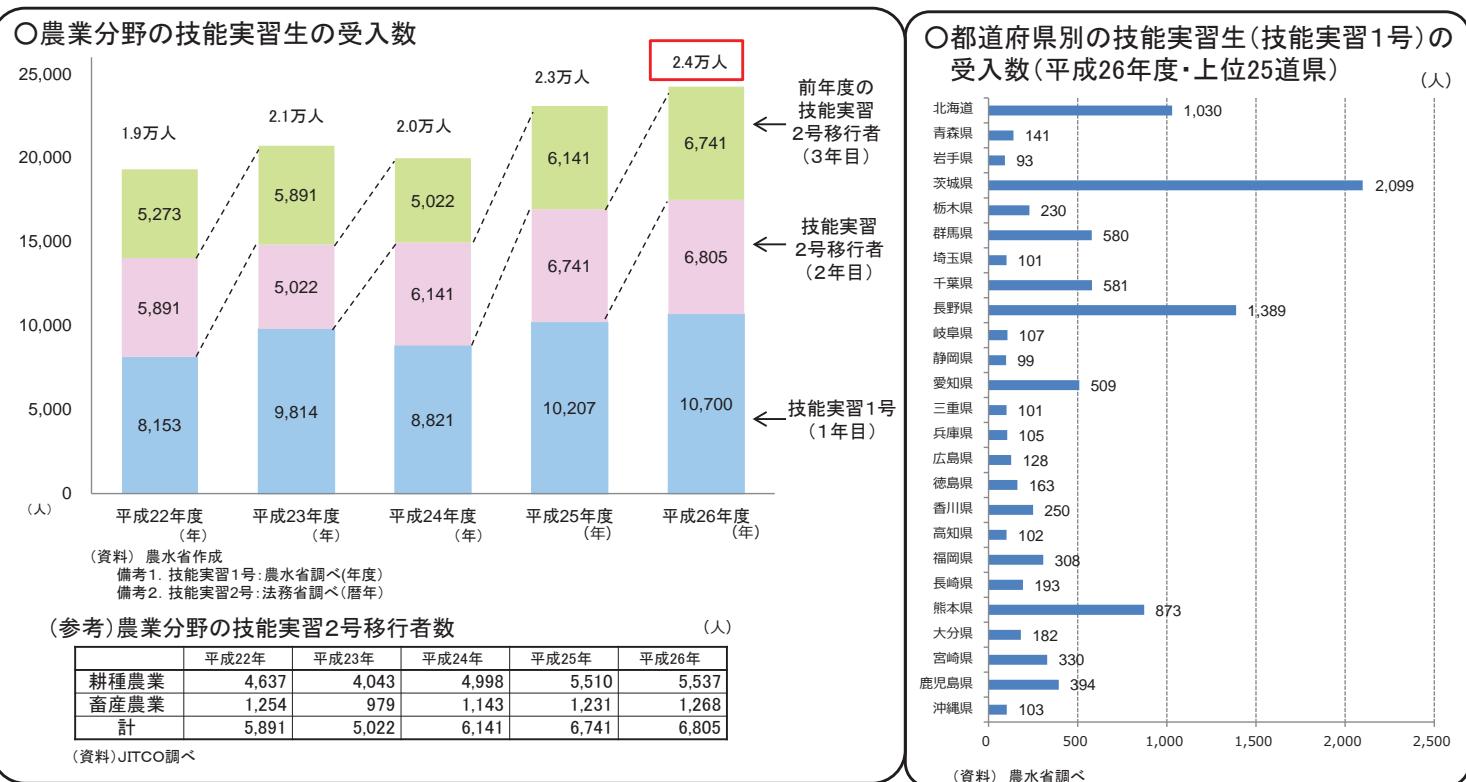
## 外国人技能実習制度の実施体制

- 技能実習生は、送出国(母国)の「送出機関」を通じて、同機関と国内の「監理団体」との結びつきによって実習実施機関(受入農業者)に紹介される。監理団体は実習実施機関に対して適切な指導を行うこととされている。



## 農業分野の外国人技能実習生の受入状況

- 農業分野の外国人技能実習生の受入数は、技能実習1号が約10.7千人、技能実習2号への移行者が約6.8千人であり、1~3年目の合計で約2.4万人と見込まれる。
- 受入地域としては、関東、九州、北海道が多い。都道府県別では茨城県が最も多く、次いで長野県、北海道、熊本県。



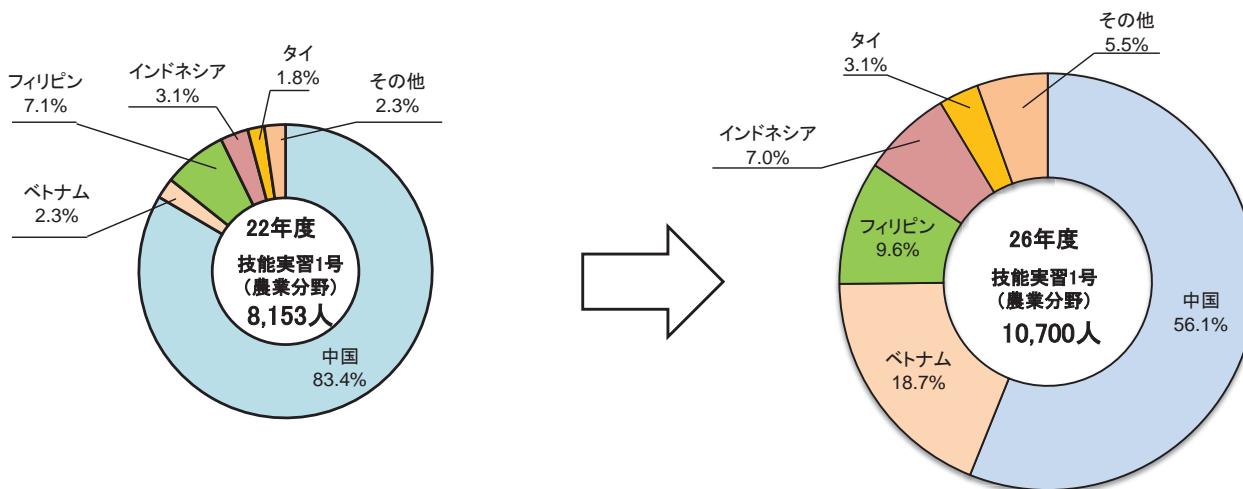
## 農業分野の外国人技能実習生(技能実習1号)の国籍

- 技能実習生(技能実習1号)の出身国は、中国が全体の約6割、次いでベトナム、フィリピン、インドネシア、タイの東南アジア諸国。近年、中国の割合は低下傾向。

(人)

|        | 中国               | ベトナム             | フィリピン            | インドネシア        | タイ            | カンボジア         | ラオス           | スリランカ        | ネパール          | ミャンマー        | モンゴル         | 左記以外        | 合計                 |
|--------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------|--------------------|
| 平成22年度 | 6,803<br>(83.4%) | 185<br>(2.3%)    | 575<br>(7.1%)    | 251<br>(3.1%) | 149<br>(1.8%) | 64<br>(0.8%)  | 64<br>(0.8%)  | 10<br>(0.1%) | 29<br>(0.4%)  | 0<br>(0.0%)  | 20<br>(0.2%) | 3<br>(0.0%) | 8,153<br>(100.0%)  |
| 平成23年度 | 7,352<br>(74.9%) | 525<br>(5.3%)    | 972<br>(9.9%)    | 407<br>(4.1%) | 193<br>(2.0%) | 58<br>(0.6%)  | 147<br>(1.5%) | 19<br>(0.2%) | 129<br>(1.3%) | 0<br>(0.0%)  | 8<br>(0.1%)  | 4<br>(0.0%) | 9,814<br>(100.0%)  |
| 平成24年度 | 6,718<br>(76.2%) | 518<br>(5.9%)    | 675<br>(7.7%)    | 357<br>(4.0%) | 241<br>(2.7%) | 40<br>(0.5%)  | 105<br>(1.2%) | 33<br>(0.4%) | 114<br>(1.3%) | 2<br>(0.0%)  | 15<br>(0.2%) | 3<br>(0.0%) | 8,821<br>(100.0%)  |
| 平成25年度 | 6,702<br>(65.7%) | 1,134<br>(11.1%) | 1,173<br>(11.5%) | 523<br>(5.1%) | 276<br>(2.7%) | 156<br>(1.5%) | 66<br>(0.6%)  | 23<br>(0.2%) | 97<br>(1.0%)  | 24<br>(0.2%) | 31<br>(0.3%) | 2<br>(0.0%) | 10,207<br>(100.0%) |
| 平成26年度 | 6,001<br>(56.1%) | 2,006<br>(18.7%) | 1,028<br>(9.6%)  | 745<br>(7.0%) | 333<br>(3.1%) | 259<br>(2.4%) | 97<br>(0.9%)  | 72<br>(0.7%) | 64<br>(0.6%)  | 49<br>(0.5%) | 43<br>(0.4%) | 3<br>(0.0%) | 10,700<br>(100.0%) |

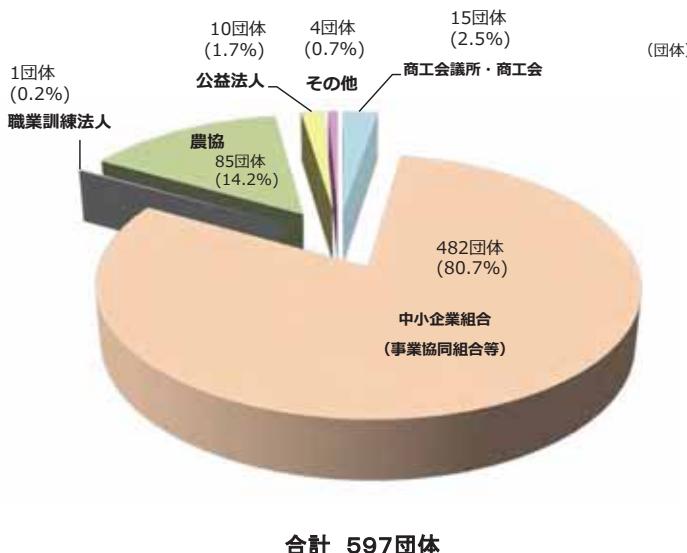
(資料)農水省調べ



## 農業分野の監理団体

- 農業分野の監理団体は、中小企業組合(事業協同組合等)が8割、農協が1割強。

### ○ 農業分野の監理団体の構成(26年度)



### 一 地域別一

|     | 計   | 地域別 |      |
|-----|-----|-----|------|
|     |     | 農協  | 農協以外 |
| 北海道 | 38  | 26  | 12   |
| 東北  | 20  | 4   | 16   |
| 関東  | 240 | 36  | 204  |
| 北陸  | 20  | 0   | 20   |
| 東海  | 68  | 6   | 62   |
| 近畿  | 36  | 1   | 35   |
| 中四国 | 96  | 1   | 95   |
| 九州  | 78  | 11  | 67   |
| 沖縄  | 1   | 0   | 1    |
| 全国計 | 597 | 85  | 512  |

(備考)農林水産省経営局調べ

注1:26年度に農業分野の技能実習生の受入実績がある監理団体の数である。

注2:経営局において把握している監理団体からの聞き取り調査の結果であり、国内全ての監理団体を網羅したものではない。

# 農業分野における外国人労働者の受入れに係る国家戦略特区提案

○平成27年度秋提案において、秋田県大潟村が外国人労働力の受入れを提案。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 提案主体の氏名又は団体名              | 秋田県大潟村  |
| 提 案 名                     | (仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区   |
| 事業の実施場所                   | 秋田県大潟村(村内全域)  |
| 具体的な事業の実施内容               | 農作業における人手の確保が年々厳しくなってきていることから、外国人雇用者を雇用する。  |
| 事業を実施した場合に想定される経済的・社会的效果  | 農業従事者が絶対的に不足の状況であり、雇用の確保が確実に見込まれることから、多様な農業の展開が可能となる。また、外国人にとっては農業技術の習得にもつながり、国際貢献もできる。 |
| 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 | 農作業については単純労働と見なされ、短期就労ビザが発行されない。  |
| 規制等の根拠法令等                 | 出入国管理及び難民認定法  |
| 規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容   | 就労ビザの発行を行う。   |

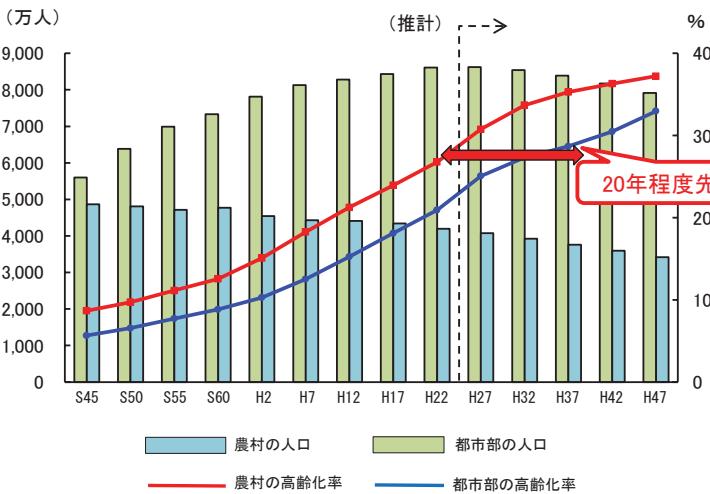
## 2. 真に必要な基盤整備を円滑に行うため の土地改良制度の在り方の見直し

## 農業農村整備をめぐる現状

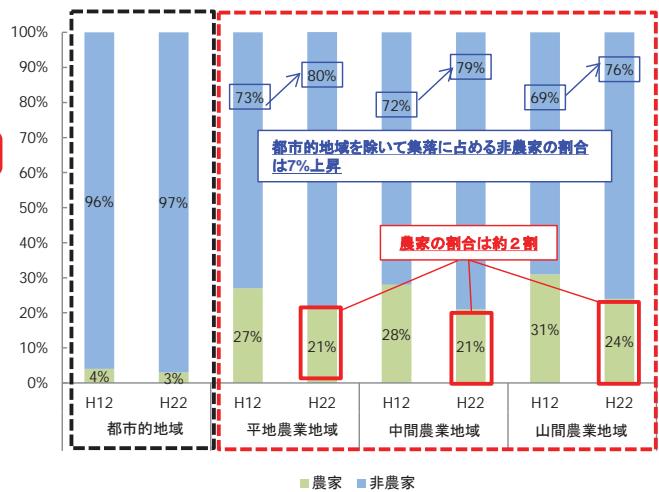
### 1. 農業・農村構造の変化（農村地域の人口減少と高齢化）

- 農村では、昭和45年以降、一貫して人口が減少基調。若者を中心として都市部への人口流出が進んだ結果、**都市部に比べて人口減少・高齢化が進行**。
- 他方、**非農家は相対的に増加**し、都市的地域を除く全ての地域において、農家の占める割合は2割程度まで低下し、混住化が進行。

#### ○ 農村・都市部の人口と高齢化率



#### ○ 混住化の推移（地域類形別）



資料：総務省「平成22年 国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成19年5月推計)」を基に農林水産省で推計。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区（DID）を都市、それ以外を農村とした。

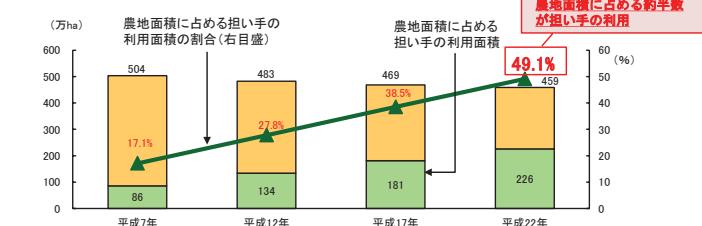
なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

## 農業農村整備をめぐる現状

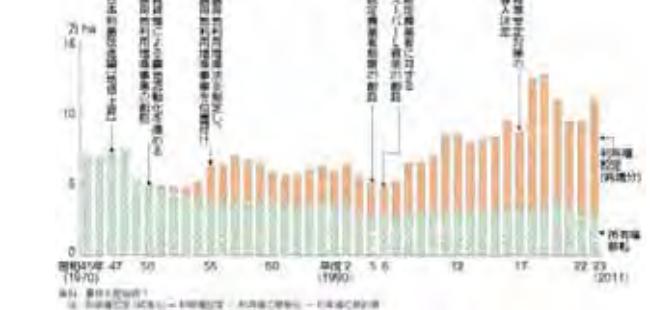
### 2. 農業・農村構造の変化（大規模経営体と小規模農家の二極分化など）

- 担い手への農地集積は約5割となっており、法人経営体等の大規模経営体が増加。
- 一方、農業の構造改革の進展に伴い、利用権設定農地の増加とともに、**大規模経営体と小規模農家への二極分化**や**土地持ち非農家の増加**等が進行。

#### ○ 農地面積に占める担い手の利用面積の推移



#### ○ 農地の権利移動面積の推移



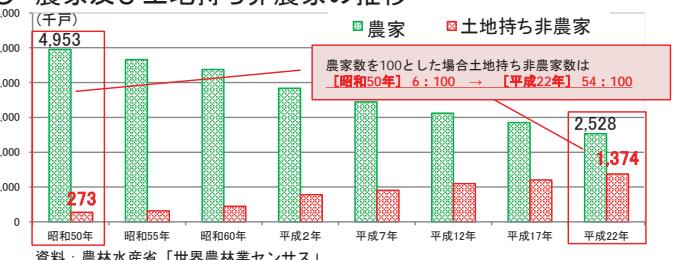
資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

注：「担い手の利用面積」とは、認定農業者（特定農業法人含む）、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体（平成15（2003）年度から）、集落農を一括管理・運営している集落営農（平成17（1995）年度から）が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業：耕起・代かき、田植え、収穫）により經營する面積。

#### ○ 土地利用型農業における20ha以上の経営体が耕作する面積の割合の推移



#### ○ 農家及び土地持ち非農家の推移



資料：農林水産省「世界農林業センサス」

注：「農家」とは、經營耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売額が年間15万円以上ある世帯。「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

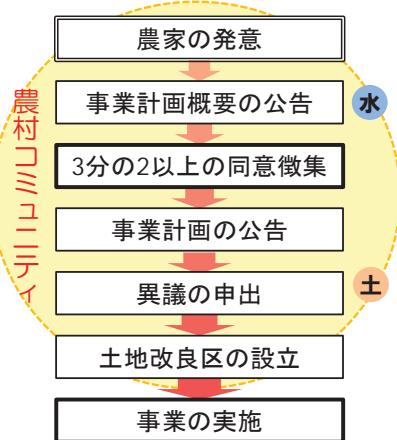
## 3. 土地改良制度の特徴

- 農業農村整備事業の多くは土地改良法（昭和24年制定）に基づき実施しており、**農家の発意に基づいた事業制度**は、行政主導である他の公共事業にはない特徴を有するもの。
- **事業参加資格者**（土地改良区の組合員）は、耕作者を原則（農業委員会の承認により所有者とすることができる）とするが、**一筆につきいずれか1人**とされている。
- また、土地や水系のつながりにより一定の地域を受益地とする必要があり、地区内農業者の**3分の2以上の同意**で、全員が参加し、**費用の一部を負担**するという特徴も有する。

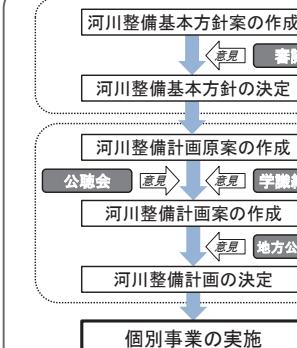
## 地域の発意と全員参加による事業の実施

- ✓ 15人以上の農家の申請をもって事業を実施。
- ✓ 受益者の3分の2以上の同意を得て強制的に事業を実施することが可能。
- ✓ 地域全体の将来像を話し合い、受益者の合意形成が図られるよう努力を促す仕組みをビルトイン。

## ■ 土地改良事業の実施の流れ



(参考: 河川事業の実施の流れ)



土地のつながりがあるため、地域全体がまとまらないと田畠の整備ができない。



水のつながりがあるため、地域全体がまとまらないと水路の整備ができない。



## 4- (1) 土地改良区の現状（土地改良区の役割）

- 土地改良区は、**基幹的な農業水利施設の約70%を管理**し、組合員からの賦課金を徴収し、水路の草刈り等は夫役により実施するなど、**行政の代替機能**としての側面をもつ。
- 土地改良事業は、**地域の発意に基づいた事業制度**であり、土地改良区は、事業実施に際して、受益者からの同意徴集、市町村との調整など、**地域の合意形成**を実施。
- 土地改良区は、その活動を通じて、**農村協働力の形成・維持**において中心的な役割を果たす。

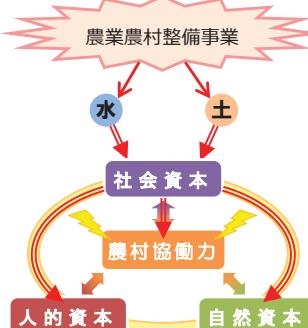
## &lt;農業水利施設の維持管理&gt;



## &lt;土地改良事業の実施の流れと特徴&gt;



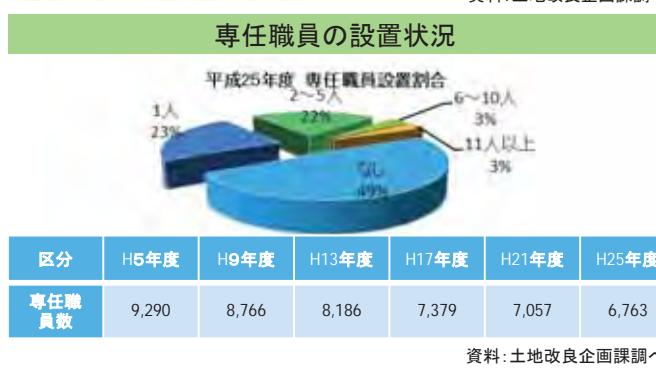
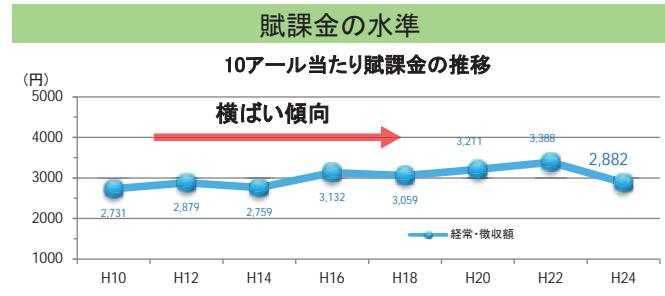
## &lt;農業農村整備事業と農村協働力&gt;



## 農業農村整備をめぐる現状

### 4-（2）土地改良区の現状（運営基盤の弱体化（組織体制・財政状況））

- 土地改良区数や組合員数が減少していく中で高齢化が進行。また、土地改良区を支える事務局は専任職員が減少し、**土地改良区の組織が弱体化**。
- 光熱動力費等が増加傾向にある中、米価の下落等により、組合員の**賦課金は上げることができず横ばい傾向**。



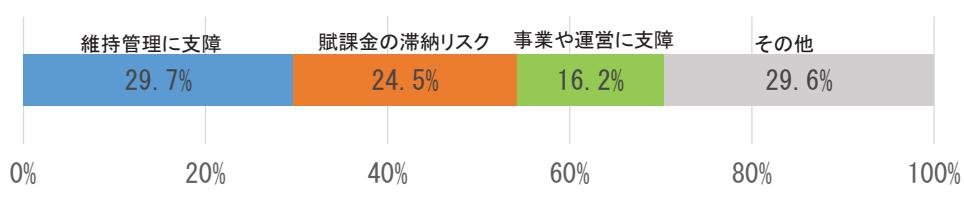
## 農業農村整備をめぐる現状

### 4-（3）土地改良区の現状（課題・期待の多様化）

- 土地改良区は、組合員による夫役の減少や賦課金徴収などの課題を抱えつつも、地域資源の主たる担い手として、農業水利施設の維持管理等に努力。
- 一方で、合併等による運営経費の削減、きめ細やかな用水管理、小水力発電の導入などによる組合員負担の軽減等の要請に加え、多面的機能支払への参画など地域の農村協働力の維持・発揮に向けた取組みへの対応が求められている。

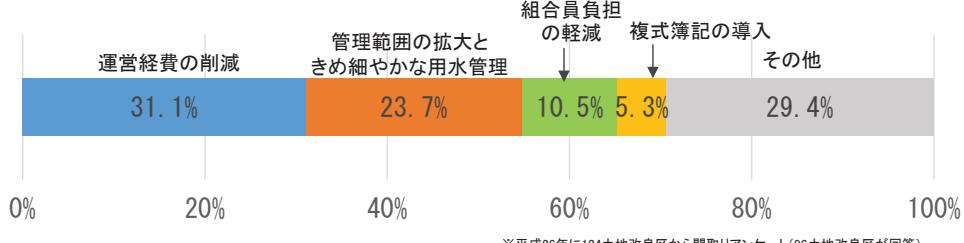
問 担い手農家（大規模経営体）への農地集積や高齢化の進展により、土地改良区はその運営にどのような支障が生じているか（複数回答可）

- 組合員による夫役が困難となる等施設の維持管理に支障
- 大規模経営体の経営難や土地持ち非農家の増加に伴う賦課金の滞納リスク
- 組合員数が減少し、事業実施や運営に支障
- その他（所有者と耕作者の意向調整など）



問 今後土地改良区はどのような対策（サービス）が求められると考えられるか（複数回答可）

- 合併等による運営事務及び運営経費の削減
- 管理範囲の拡大、きめ細やかな用水管理
- 小水力発電や農業用水の多目的利用等による組合員負担の軽減
- 複式簿記の導入による財政透明化
- その他（土地改良区の役割の啓発普及など）



## 農業農村整備の展開方向

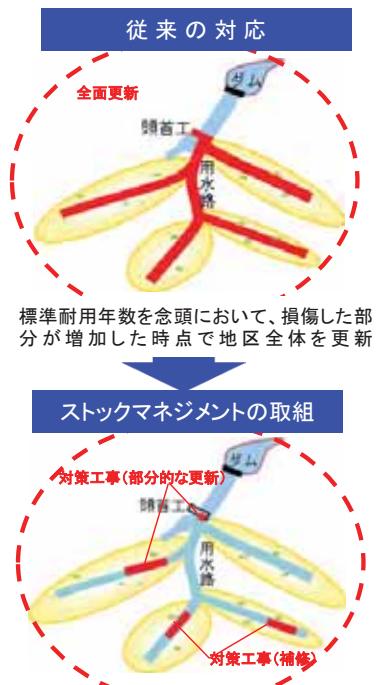
### 1. 農業水利施設の老朽化等への対応

| 現 状  | 展 開 方 向   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利施設の老朽化の進行</li> <li>・ 突発事故の発生件数の増加</li> <li>・ ため池の老朽化</li> <li>・ 大規模地震等のリスク増大</li> </ul> | <p><b>【農業水利施設の老朽化等への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の長寿命化、更新事業の円滑な実施</li> <li>・ ため池の防災・減災対策</li> <li>・ 湛水被害等の災害防止と施設の耐震化</li> </ul>  |

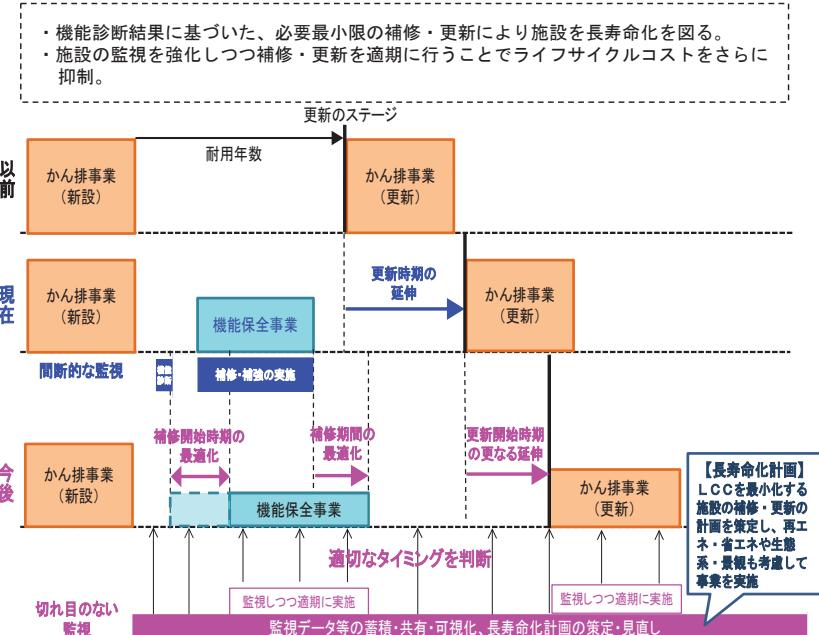
## 農業農村整備の展開方向

### 1-（1）農業水利施設の老朽化等への対応（長寿命化対策、更新事業の円滑な実施①）

- 従来の全面更新から**部分的な更新や補修を機動的に実施**できるように事業実施方式を転換。
- 施設の長寿命化と施設の保全管理に係るトータルコストの縮減・平準化を念頭に置き、適切なリスク管理の下、点検や機能診断による**施設の切れ目ない監視**を行いつつ**最適な補修・補強**を実施。



### ○ 農業水利施設の補修・更新時期の最適化

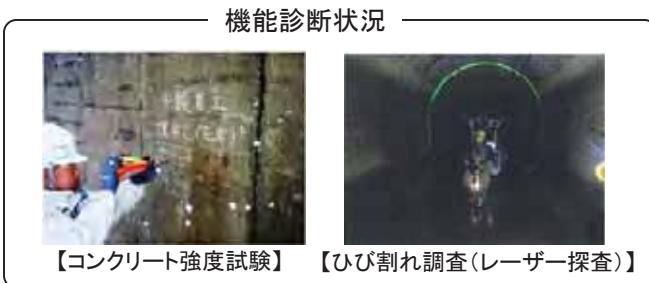
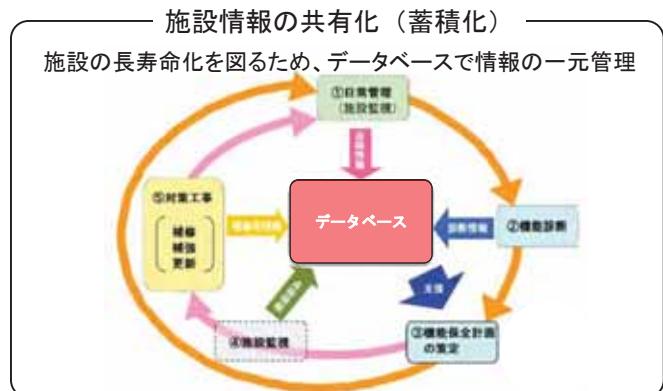
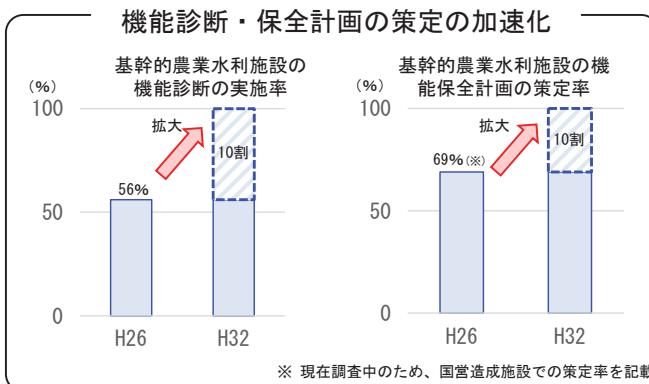


施設の機能診断に基づき機能保全計画を策定し、既存ストックの有効活用を図りつつ劣化の状況に応じた適切な対策を実施

## 農業農村整備の展開方向

### 1-(2) 農業水利施設の老朽化等への対応（長寿命化対策、更新事業の円滑な実施②）

- 農業水利施設が有する機能を安定的に発揮させるため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を念頭に置き、施設の機能保全対策を推進。
- この取組を効率的かつ効果的に行うため、**機能診断・保全計画の策定の加速化、施設情報の共有化、新技術の開発と現場への円滑な導入等**を推進。



## 農業農村整備をめぐる展開方向

### 2. 土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応

| 現 状   | 展 開 方 向  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基盤の弱体化（組織体制・財政状況）</li> <li>・運営上の課題や多様な要請への対応</li> </ul> | <p><b>【土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理範囲の拡大と管理の高度化</li> <li>・合併による運営基盤の強化</li> <li>・新技術の導入等による運営基盤の強化</li> <li>・農村協働力の維持・発揮の下支え</li> </ul> |

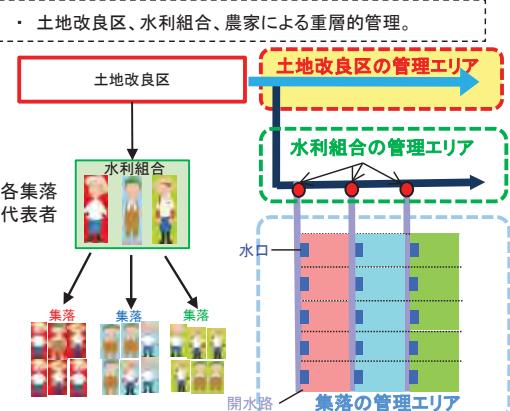
## 農業農村整備の展開方向

### 2-(1) 土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応（管理範囲の拡大と管理の高度化）

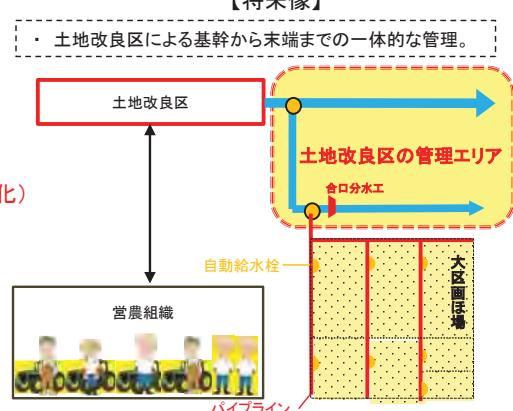
- 農家の減少や集落機能の低下等により、土地改良区が末端の配水管理や施設の維持まで行うことが増加する傾向。
- 大規模農家への農地集積による作業分散や多品種の導入によるかんがい期間の長期化などの水需要の変化に応じたきめ細やかな配水管理が必要。

#### ■ 水管理組織

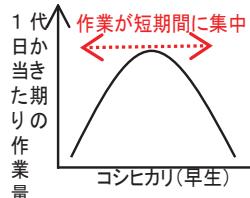
##### 【現 状】



##### 【将来像】

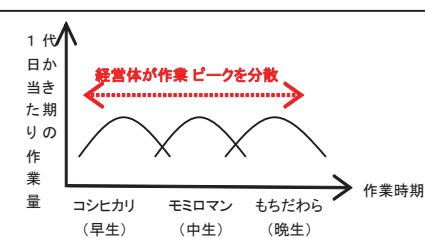


#### ■ 配水管理



#### 水需要に応じた管理の高度化

- ・ 農地集積による作業分散
- ・ 多品種の導入



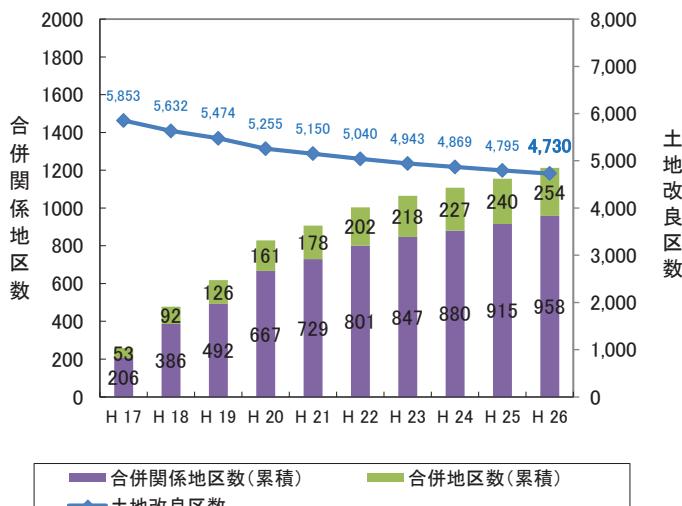
## 農業農村整備の展開方向

### 2-(2) 土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応（合併による運営基盤の強化）

- 事務局体制や財政基盤の強化を図るため、土地改良区の合併等による合理化。

- 合併により組合員の負担（賦課金）の軽減、組織のスリム化を実現。

#### 土地改良区の合併による合理化



#### 合併地区事例・A 土地改良区

|     | 名称  | 地区面積 (ha) | 組合員 (人) | 役員数 (人) | 総代数 (人) | 職員数 (人) | 賦課金 (円/10a) |
|-----|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| 合併前 | A   | 4,314     | 4,973   | 22      | 78      | 9       | 1,400       |
|     | B   | 437       | 697     | 15      | 58      | 1       | 3,400       |
|     | C   | 54        | 240     | 14      | 30      | 1       | 2,400       |
|     | (計) | 4,805     | 5,910   | 51      | 166     | 11      | —           |
| 合併後 | A   | 4,805     | 5,910   | 26      | 90      | 9       | 1,400       |

組織のスリム化

賦課金減

#### 合併の主な効果

- 組合員の負担（賦課金）の軽減
- 組織のスリム化・合理化  
役員、総代、職員数の減 等
- A市等関係機関との連携強化

資料:土地改良企画課調べ

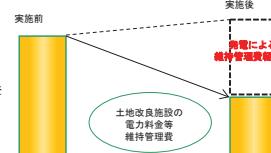
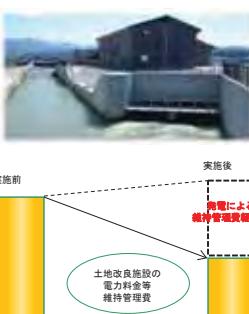
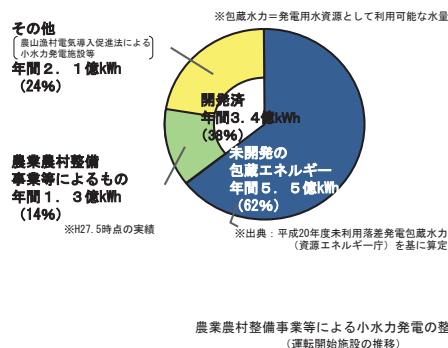
## 農業農村整備の展開方向

### 2-(3) 土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応（新技術の導入等による運営基盤の強化）

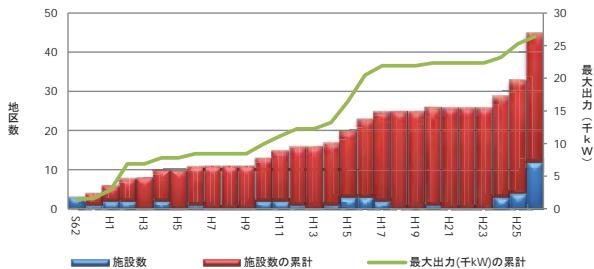
- 農業用水路の落差を活用した小水力発電等を効率的・経済的な施設を対象として導入し、自ら消費する電力の供給や余剰電力の売電収入により、組合員の負担を軽減。
- また、維持管理の省力化と合理化を推進するためのICT等の導入や省エネ対策を推進。

#### 小水力発電の推進

再生可能エネルギーは、農山漁村においてポテンシャルが豊富。小水力発電等により、再生可能エネルギーの利活用を図るとともに、農業水利施設等の維持管理費の軽減を図る。



農業農村整備事業等による小水力発電の整備状況  
(運転開始施設の推移)



#### 管理の省力化の推進

高機能型水管システムを導入し、施設の遠隔操作・映像監視・地理情報システム等を総合的に管理し、管理を省力化。



水利施設総合管理システムモデル事業手取川右岸地区 (H10~H16)

#### 省エネ対策

高効率変圧器への更新、最適な制御方式の見直し、効率的な送水計画等により、地域の実状に即した省エネルギー化対策を図る。

## 農業農村整備の展開方向

### 2-(4) 土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応（農村協働力の維持・発揮の下支え）

- 農村コミュニティが脆弱化し、農村協働力の低下が懸念される中、現代の農村が直面する様々な課題に対応するため、多面的機能支払制度や農地中間管理機構との連携強化を通じて、農村協働力の維持・発揮の下支えを図っていくことが必要である。
- 土地改良区もこれに貢献すべく、積極的な役割を果たすことが期待される。

#### 多面的機能支払交付金における活動組織との連携

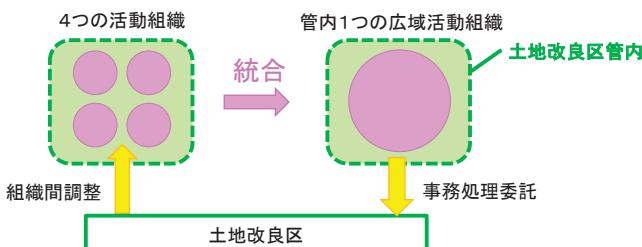
##### 《活動内容》

湯沢中央地域広域協定活動組織（秋田県湯沢市）が、土地改良区に事務処理を委託するとともに、広域的な連携を実施。

- 土地改良区が活動組織に参画し、事務処理を土地改良区に委託。



- 土地改良区管内を1つの広域活動組織に統合。



#### 農地中間管理機構との連携

##### 《活動内容》

平成26年7月に、夏川沿岸土地改良区（岩手県）が、農地中間管理事業の業務の一部を受託。

##### ● 受託した主な業務

- ・ 農地の借受・貸付に関する業務
- ・ 農地の利用条件の改善に関する業務
- ・ 農地の管理等に関する業務

- 受益地(541ha)の農地の各筆(6,911筆)に関する権利者情報を基に、合意解約に向けた調整を実施。

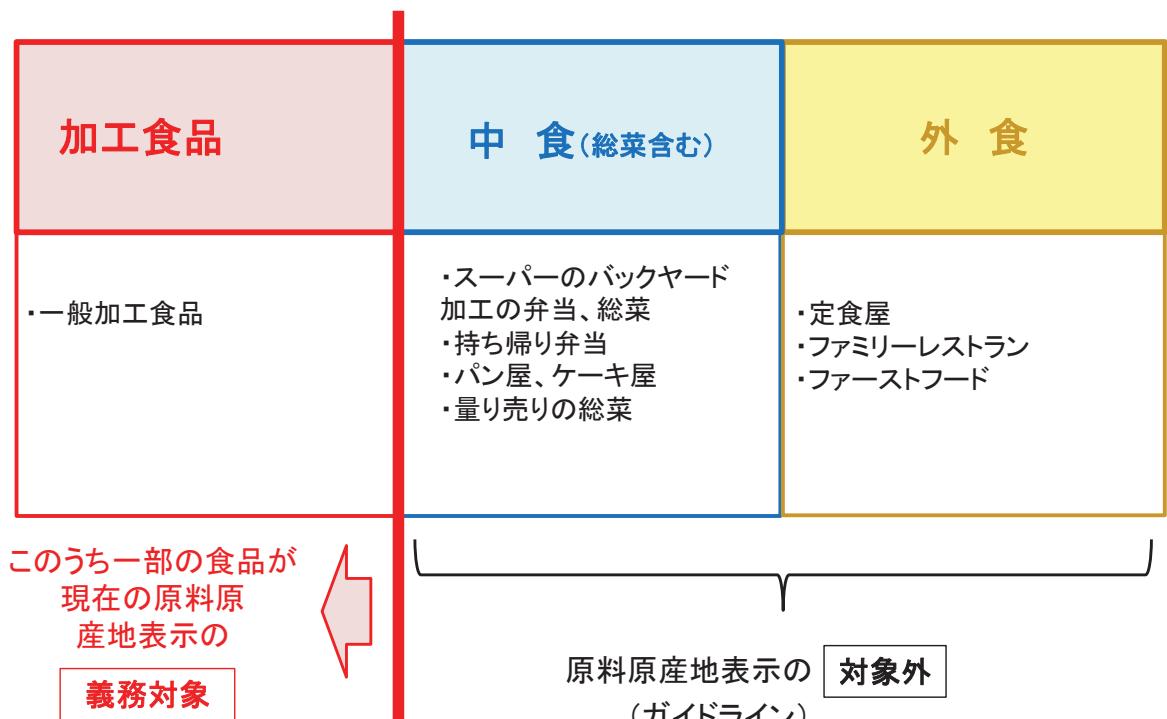
|          | 農地中間管理事業による農地集積の実績 |                   |
|----------|--------------------|-------------------|
|          | 平成25年度末            | 平成26年度末           |
| エリア面積    |                    | 510ha             |
| 機構への貸付面積 |                    | 448ha             |
| 集積面積     | 280ha              | 448ha<br>(168ha増) |
| 集積率      | 54.8%              | 88.0%<br>(33.2%増) |

※エリア面積：人・農地プランに基づく農地集積エリア

### **3. 原料原産地表示**

#### **1 制度の概要**

## 原料原産地表示の義務対象の範囲

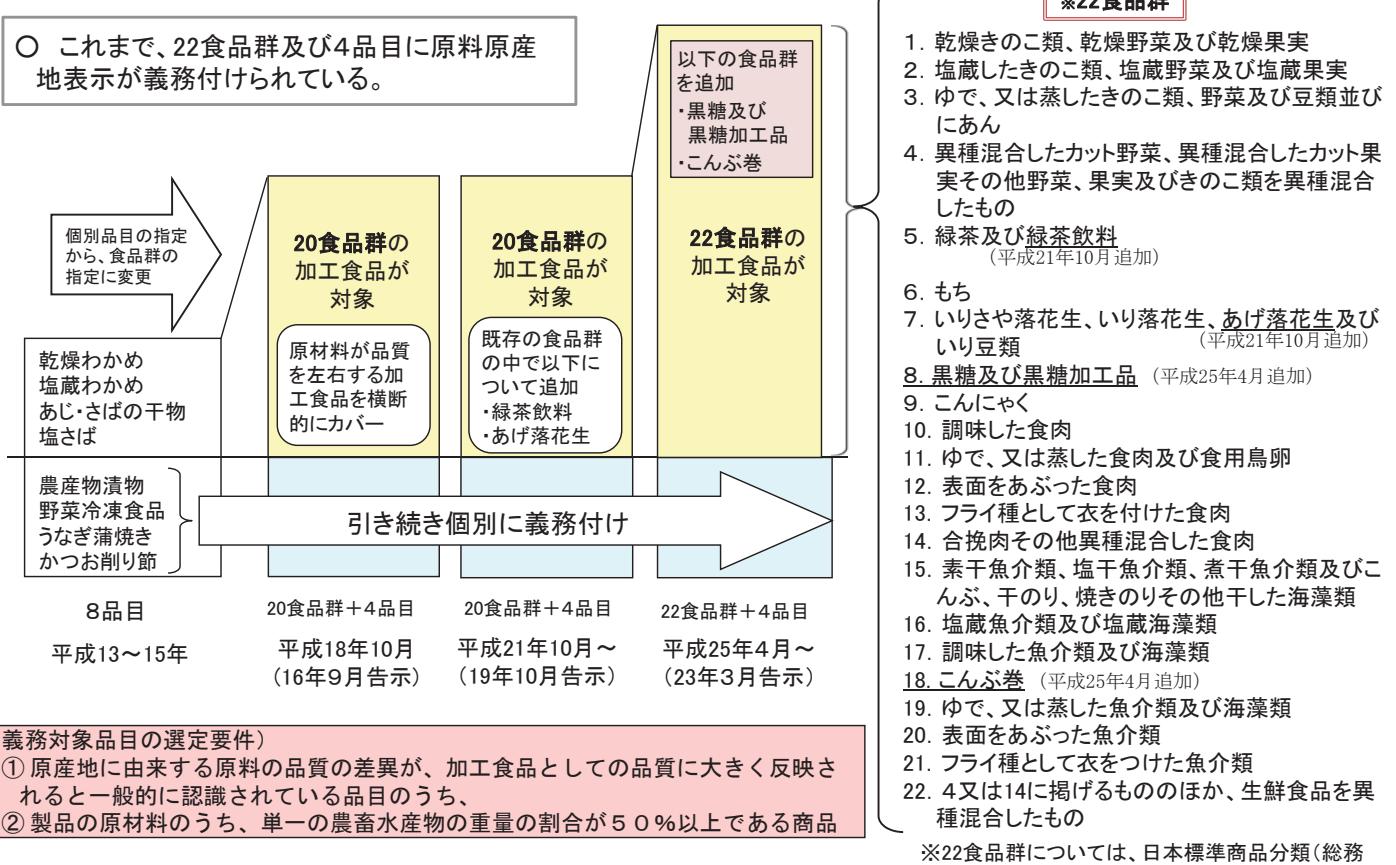


## 現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

|   |  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |
|---|--|-----------|-----|-----------------------------|--|---|---|---|--|---|--|
| <b>生鮮食品<br/>(義務表示事項)</b> <p style="color: red; font-weight: bold;">名称、原産地 等</p>   | <p style="text-align: center;"><b>加工食品(義務表示事項)</b></p> <p style="color: red; font-weight: bold;">名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所 等<br/>上記に加えて、国内製造品の一部には、<b>原料原産地名</b>。輸入品には、<b>原産国名</b> 等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">国内で製造したもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">輸入品</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;"> <b>原料原産地表示の<br/>義務があるもの</b> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p><b>名 称</b> 味付けカルビ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 牛肉(○○産)、醤油、砂糖、みりん、にんにく<br/>調味料(アミノ酸等)</p> <p><b>内 容 量</b> 100g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> ○○、○○、○○</p> <p><b>保 存 方 法</b> 要冷蔵、10°C以下に保存</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p><b>名 称</b> ぎょうざ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 野菜(キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく)、豚肉、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターーソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)<br/>調味料(アミノ酸等)、乳化剤</p> <p><b>内 容 量</b> 560g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> 平成○○年○○月○○日</p> <p><b>保 存 方 法</b> 直射日光・高温多湿をお避けください。</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;"> <b>国内製造品にあっては、原<br/>産国名「国産」と表示する<br/>義務はない。</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: right;"> <b>原 産 国 名</b> ○○<br/> <b>輸 入 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△         </td> </tr> </table> | 国内で製造したもの | 輸入品 | <b>原料原産地表示の<br/>義務があるもの</b> |  | <p><b>名 称</b> 味付けカルビ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 牛肉(○○産)、醤油、砂糖、みりん、にんにく<br/>調味料(アミノ酸等)</p> <p><b>内 容 量</b> 100g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> ○○、○○、○○</p> <p><b>保 存 方 法</b> 要冷蔵、10°C以下に保存</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p> | <p><b>名 称</b> ぎょうざ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 野菜(キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく)、豚肉、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターーソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)<br/>調味料(アミノ酸等)、乳化剤</p> <p><b>内 容 量</b> 560g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> 平成○○年○○月○○日</p> <p><b>保 存 方 法</b> 直射日光・高温多湿をお避けください。</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p> | <b>国内製造品にあっては、原<br/>産国名「国産」と表示する<br/>義務はない。</b> |  | <b>原 産 国 名</b> ○○<br><b>輸 入 者</b> 株式会社○○<br>東京都千代田区△△ |  |
| 国内で製造したもの   | 輸入品  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |
| <b>原料原産地表示の<br/>義務があるもの</b>   |  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |
| <p><b>名 称</b> 味付けカルビ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 牛肉(○○産)、醤油、砂糖、みりん、にんにく<br/>調味料(アミノ酸等)</p> <p><b>内 容 量</b> 100g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> ○○、○○、○○</p> <p><b>保 存 方 法</b> 要冷蔵、10°C以下に保存</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p> | <p><b>名 称</b> ぎょうざ</p> <p><b>原 材 料 名</b> 野菜(キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく)、豚肉、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターーソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)<br/>調味料(アミノ酸等)、乳化剤</p> <p><b>内 容 量</b> 560g</p> <p><b>賞 味 期 限</b> 平成○○年○○月○○日</p> <p><b>保 存 方 法</b> 直射日光・高温多湿をお避けください。</p> <p><b>製 造 者</b> 株式会社○○<br/>東京都千代田区△△</p>  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |
| <b>国内製造品にあっては、原<br/>産国名「国産」と表示する<br/>義務はない。</b>   |  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |
| <b>原 産 国 名</b> ○○<br><b>輸 入 者</b> 株式会社○○<br>東京都千代田区△△   |  |           |     |                             |  |   |   |   |  |   |  |

# 原料原産地表示対象品目拡大の推移



## 総合的なTPP関連政策大綱(抜粋) (平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

### II TPP関連政策の目標 3 分野別施策展開 (2)食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

### IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開 (2)食の安全・安心

○食品安全に関する情報提供等  
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)

## 2 加工食品の原料原産地制度に関する検討会

### 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会開催要領

#### 第1 趣旨

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とされており、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされている。

また、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされている。

以上を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、今後の対応方策について幅広く検討する。

#### 第2 検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

#### 第3 スケジュール及び進め方

現行の加工食品の原料原産地表示制度や事業者の取組状況等を踏まえ、関係者からヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成28年秋を目途に中間的な取りまとめを行う。

#### 第4 委員等

- (1) 委員は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

#### 第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課及び農林水産省消費・安全局消費者行政課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができます。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、ウェブサイト等において公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 委員名簿

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ○ 池戸 重信  | 宮城大学 名誉教授                   |
| 櫻 友彦     | 日本チェーンストア協会 食品委員会 委員        |
| 市川 まりこ   | 食のコミュニケーション円卓会議 代表          |
| 岩岡 宏保    | 一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表       |
| 金井 健     | 全国農業協同組合中央会 常務理事            |
| 近藤 康二    | 公益社団法人中央畜産会 常務理事            |
| 齊藤 秀樹    | 公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事       |
| 鈴木 忠     | 日本園芸農業協同組合連合会 専務理事          |
| 田熊 元彦    | 株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員      |
| 武石 徹     | 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長     |
| 竹内 淑恵    | 法政大学 経営学部 教授                |
| 富松 徹     | 味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長   |
| 永田 裕子    | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表 |
| 長屋 信博    | 全国漁業協同組合連合会 代表理事専務          |
| 夏目 智子    | 全国地域婦人団体連絡協議会 幹事            |
| 毛利 嘉宏    | 株式会社野菜くらぶ 専務取締役             |
| ◎ 森光 康次郎 | お茶の水女子大学大学院 教授              |

(五十音順、敬称略)

◎:座長 ○:座長代理

## 今後のスケジュール

28年1月

第1回(1月29日)

- ・ 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
- ・ 今後の進め方等について

第2回(3月1日)、第3回(3月31日)、第4回(4月27日)、第5回

- ・ 過去の検討における論点・課題について
- ・ 関係者ヒアリング(消費者、生産者、事業者)
- ・ ヒアリング・調査結果を踏まえた論点整理

第6回以降

- ・ 取りまとめに向けた議論

28年秋目途

中間的な取りまとめ

## 4. チェックオフ制度の導入

### チェックオフ制度とは①

---

○ 諸外国のチェックオフ制度とは、

① 農産物の消費拡大のために該当品目全体<sup>(※1)</sup>の販売促進、輸出促進、調査研究等の事業を実施することを目的として、  
((※1)国産、海外産の別なく事業を実施しない場合にはWTO協定上の疑義がある。)

② 基本的な仕組みは、法律に基づき、牛肉や豚肉などの品目毎に、取引時や輸入通関時に全ての生産者の売上額や全ての輸入業者の輸入額から、拠出金を強制的に徴収<sup>(※2)</sup>し、  
((※2)拠出金を納付しない場合の罰則有り)

③ これを原資としてその品目に係る事業を生産者が主体となって実施するものである。

○ チェックオフ制度の実施、拠出金の額、資金管理団体の委員の選出等の決定においては、生産者及び輸入業者の投票による過半数の賛成を要する国も存在。

## チェックオフ制度とは②

- 政府の主な役割は、品目毎の取組が法令に適合しているかの確認や、事業評価、拠出金徴収の強制執行の実施等である。なお、米国では政府の経費もチェックオフの資金から支出されている。
- このような仕組みは、1935年に米国フロリダ州政府においてかんきつ類に導入されたのを最初に、その後、米国連邦政府(1954年の羊毛が最初)、カナダ、豪州、イギリス、韓国等において類似の仕組みが法制化されている。  
一方で、基本的な仕組みは類似しているが、各国、各品目により、意思決定方法、拠出方法、資金使途、政府の関与等について違いがみられる。  
なお、我が国においては法律により導入されている品目はない。

※ なお、「チェックオフ」とは「天引き」という意味で、主として労働組合の組合費の、組合員の委任を受けた使用者による給与からの代行徴収を指すものとして用いられている（米国）。

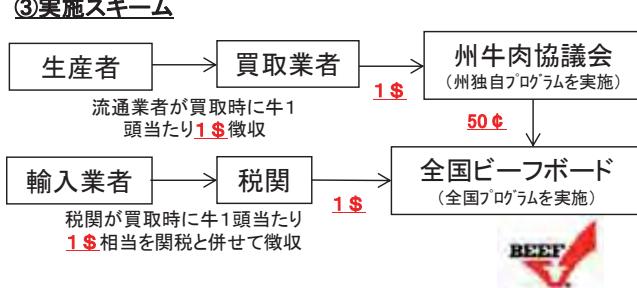
## 米国のチェックオフ制度

- ・連邦政府では、1954年に羊毛で初めて導入以降、品目別の個別法により12品目、一定の基準を満たす品目全てに適用しうる一般法により10品目、あわせて22品目で実施。この他、州法に基づき州政府で行われている農産物（ノースダコタ州等の小麦など）も存在。
- ・拠出金は、販売促進、調査研究等に使用されるが、政府へのロビー活動等は禁止されている。また、州段階にも配分され、州内のプログラムに活用されている。
- ・事業費、徴収経費、管理費などすべての経費は、チェックオフ資金によりまかなわれており、国の資金は、一切入っていない。

### (1) 牛肉

【連邦レベルの予算額(2015年):4千万ドル】

- ①根拠法令 Beef Promotion and Research Act of 1985  
(牛肉販売促進・調査研究法)
- ②導入背景等 鶏肉等との競合により牛肉消費が減少し続けていたことに加え、70年代の牛肉の価格凍結措置によって牛肉業界が打撃を受けたことの打開策として、業界が国レベルの制度を要望
- ③実施スキーム

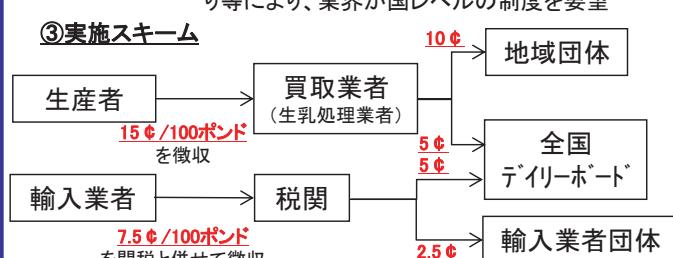


事業内容: 牛肉全体の販売促進、調査研究、消費者・生産者への情報提供、牛肉産業のイメージアップ、輸出促進

### (2) 牛乳・乳製品

【連邦レベルの予算額(2014年):2億1千万ドル】

- ①根拠法令 Dairy Production Stabilization Act of 1983  
(酪農生産安定法)
- ②導入背景等 食生活の変化や炭酸飲料等との競合により国内消費が低迷し、生乳の生産過剰が問題となっていたことや、従来、州・団体ごとに任意の徴収が行われていたが、フリーライダー防止を求める声の高まり等により、業界が国レベルの制度を要望
- ③実施スキーム



事業内容: (地域団体や全国デイリーボード)  
当該地域や全米での牛乳・乳製品の消費拡大  
(輸入業者団体) 外国産の牛乳・乳製品の消費拡大  
※他に、飲用牛乳製造業者から徴収(20¢/100ポンド)する仕組みも有り

# 豪州、カナダのチェックオフ制度

- (豪州) ・牛肉、豚肉、小麦、リンゴ、タマネギ等70品目以上で実施。農業・水資源省の課徴金部局に資金を一旦集めた上で各々の事業を実施する団体に交付するスキーム。マーケティング、研究開発のほか、牛肉では残留物検査や動物衛生にも使用。  
・輸入業者からの徴収はない。
- (カナダ) ・連邦法に基づき実施されているのは牛肉のみ。現在、豚肉について導入に向けた手続中。

## 豪州（牛肉）の場合

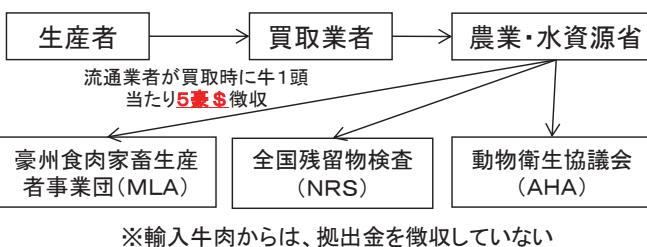
【MLAの予算額(14-15年):1.8億豪ドル】

- ①根拠法令 Primary Industries Levy and Charges Act of 1991  
(一次産品拠出金法)

### ②導入背景等

1980年代からの政府関与を少なくし、業界主導での産業育成を図るとの政策方針の下、財政支援削減の代替として導入。

### ③実施スキーム



※輸入牛肉からは、拠出金を徴収していない

事業内容:(MLA)研究開発、マーケティング活動、  
(NRS)残留物検査  
(AHA)動物衛生

## カナダ（牛肉）の場合

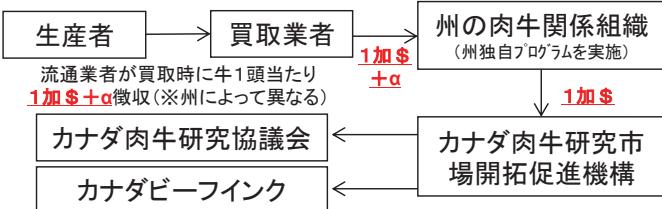
【連邦レベルの予算額(14-15年):500万加ドル】

- ①根拠法令 Farm Products Agencies Act of 1993  
(農産物機構法)

### ②導入背景等

法律は1993年に成立したが、最初のチェックオフ制度である牛肉については2002年から国内生産者からの徴収により開始。その後、2013年6月からは米国の取組と同様にするとの意図から、輸入業者からも徴収を開始。

### ③実施スキーム



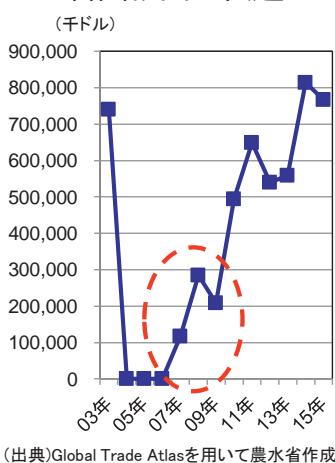
※輸入牛肉についても、輸入業者から牛1頭当たり1加\$の拠出金を徴収

事業内容:(カナダ肉牛研究協議会)研究プログラムの実施  
(カナダビーフリンク)国内外におけるマーケティング活動

## チェックオフによる輸出促進の取組（米国産牛肉の例）

- ・2009年当時、韓国において米国産牛肉がBSEによる輸入停止から再開されるものの、消費は伸び悩み。  
・この状況を打破するため、2009年12月から、米国肉類輸出連合会が主体となり、チェックオフ制度を活用した米国産牛肉に対する信頼回復のキャンペーン(トラスト・キャンペーン)を展開し、一定の効果。

### BSE後、米国産牛肉の韓国輸出が低迷



### トラストキャンペーンの展開

【目的】米国肉類輸出連合会が主体となり、2009年12月から韓国にて実施した米国産牛肉に対する信頼回復のキャンペーン

#### 【主な取組内容】

第1弾 “ママの心”編 2009年12月～

米国畜産業界に従事する3人の米国人女性(牛肉農家、食品安全研究員、肉類検疫員)を起用して「女性から女性に」をテーマに、子供を育てる母親が米国産牛肉の安全性を韓国の女性にPRする内容のCMを作成。メディアは、ケーブルテレビのほか、女性をターゲットとした雑誌広告、地下鉄やバスの広告に掲載。

第2弾 “100%の真心”編 2010年12月～

「自然放牧でキレイな米国産牛肉」、「穀物飼料で安全な米国産牛肉」などのキャッチコピーで、母親目線から家族に安心を与えることが出来る牛肉とPRする内容のCMを作成。

第3弾 “ワールドクラスのビーフ”編 “発想を変えれば”編、“起きて”編 2012年12月～

“世界110カ国以上で愛されるワールドクラスの米国産牛肉”というキャッチでPRするCMを放映。



### 事業効果

#### ・米国産の牛肉を購入したかというアンケート調査を実施

「米国産牛肉を購入した」と回答 : 3%(2009年1~8月) ⇒ 19.8%(2009年12月) ⇒ 20.6%(2010年1月)

#### ・米国産の牛肉の韓国への輸出量とシェアを回復

輸出量 : 14.5千トン(2010年2月、前年同期比の2倍以上)、米国産牛肉輸出シェア:25% ⇒ 33%(キャンペーン開始2か月後)

# チェックオフによる輸出促進の取組（豪州産牛肉の例）

## ○新ブランドのプロモーション「True Aussie Beef」

2014年から新たな国際ブランドとして、「True Aussie Beef」を世界へ展開。  
(例:シェフ向けの豪州肉を使ったレシピサイトのスポンサーとなる等。)



## ○コ・マーケティング(CoMarketing)プログラム

牛肉のブランドマーケティング戦略の策定において、豪州企業を支援。2014~15年では、牛肉業者50社と協業するとともに、618のコラボレーションマーケティング活動を25カ国で支援(羊肉を含む。)。

### 【具体的な活動】

- ・店舗内でサンプルを配り、豪州の牛肉の啓発と販売
- ・ホテルシェフとともにセミナーを開催  
(ブランドやその特性、料理に合わせたカッティングの方法など)
- ・サプライチェーン調査の視察団のスポンサー
- ・メディア、ソーシャルメディアを使ったキャンペーン  
(日本においては オージービーフで「レツツ バービーキャンペーン」を実施)



### 事業効果

- ・オーストラリアから全世界への牛肉輸出量は、**直近約10年間(2015/2005)で約40%増加**  
(※約91万トン (2005年) ⇒ 約129万トン (2015年) (出典) Meat & Livestock Australia Limited (MLA))

## (参考1) 国内団体が実施している生産者の拠出を財源とした取組事例

- ・一部の品目別生産者団体においては、①団体の通常予算とは別に生産者から集める拠出金や②会費・手数料収入などの通常予算を財源として、当該品目の需要拡大に向けた販売促進活動や情報発信に取り組んでいる。

### 中央酪農会議の取組事例

- ・生産者の乳代から拠出金(出荷生乳1kg当たり4銭、牛乳等向け販売生乳1kg当たり10銭)を徴収
- ・新聞広告等の情報発信(ミルクジャパン運動)や酪農教育ファーム活動への支援等を実施



酪農教育  
ファーム



### 全国果実生産出荷安定協議会の取組事例

- ・県経済連等から過去の出荷・取引実績数量に応じた拠出金を徴収
- ・小売店や企業等における販売促進活動やラジオ等による情報発信等を実施(毎日くだもの200グラム運動)



デスクdeみかん・社内販売

### 日本養豚協会の取組事例

- ・出荷する肉豚1頭当たり12.5円(繁殖用雌豚1頭当たり250円)を会費として徴収
- ・消費拡大イベント(「俺たちの豚肉を食ってくれ!」等)や刊行物の発行等による情報発信等を実施

